○北海道開発局告示第七十一号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百五十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
芦別市黄金町七三〇番一から同市中の沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署三一四〇林班い[1]小班まで	前	一三・一～一二・一五（メートル）	三・〇八九（キロメートル）	
	後	一五・五三～一一五・四二	一・七五五	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北広島市大曲中央二丁目一番一地先から同市大曲中央二丁目一番一まで	前	三一・四七～四二・〇〇（メートル）	一・三一三（キロメートル）	
	後	三一・四七～四三・二〇	〇・〇一三	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道中川郡幕別町忠類共栄一四番五から同道広尾郡大樹町字大樹八五番四まで	前	三一・一六～三六・九〇（メートル）	一・一五一（キロメートル）	
	後	三一・一六～三七・六五	〇・〇一五	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道空知郡中富良野町一六五番一から富良野市一三一七番まで	前A	一一・〇九～一二・六四（メートル）	五二・三五（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前B	一二・六四～一一・〇九	一三〇・四〇	
	後A	一一・〇九～一二・六四	五二・三五	
	後B・C	一二・六四～一三・四〇	一三〇・四〇	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

四(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道二海郡八雲町熊石大谷町国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署七一九七林班い小班から同町熊石大谷町国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署七二三七林班に小班まで	A	一七・〇〇～二五三・〇〇（メートル）	三・六六六（キロメートル）	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前B・C・D・E・F	一一・四七～一九八・六一	三・六一〇	
	後B・C・D・E・F	一一・四七～一九八・六一	三・六一〇	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

五(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道紋別郡遠軽町生田原旭野一二番から同町生田原旭野一九番二まで	前A	一四・五四～一四八・〇〇（メートル）	三・二八一（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後A	一四・五四～一四九・三四	三・二八一	
	B	一六・二四～一〇〇・八三	二・〇七二	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

六(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百五十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
芦別市黄金町七三〇番一地内	前	二八・四七～二九・八八（メートル）	三一・〇〇（キロメートル）	
	後	二九・八八～二一〇・四一	一五四	
芦別市中の沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署三一四〇林班い[1]小班から同市中の沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署三一四三林班ろ小班まで	前	二一・五〇～二三・七七	九九・五〇（メートル）	
	後	二三・七七～二一六・二五	一・〇二〇（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十三号	北海道紋別郡滝上町字上渚滑原野一六五番一から同町字上渚滑原野一九一八番六四まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年四月二十一日